

(特別支援学校教諭一種免許状) 教育職員免許状取得のための課程

1. 教職課程とは

特別支援学校教諭の教職課程は、心身に障害のある子ども達の教育に関わろうとする学生のために、文部科学省の認可を受けて心理学科に設置された課程です。大学における教職課程は、正規の学習コースとして位置づけられていますが、卒業のための必須の課程ではありません。したがって、この課程を履修することは、学生の自主的な判断にまかされています。

特別支援学校教諭の免許状を修得するためには、心理学科の卒業に必要な科目の他に、「基礎となる教員免許状」を修得することが条件で、その上に「特別支援教育に関する科目」の単位を取得しなければなりません。

確認事項として教職課程に関する科目は卒業要件の単位には含まれないことに留意ください。また、本学では特別支援教育実習をおこなうまでに履修条件を定めており、その条件を満たさなければ4年次で特別支援教育実習に行くことはできません。

2. 履修上の心構え

所定のすべての単位を修得して特別支援学校教諭免許状の交付が受けられても、地方自治体や各私立学校がおこなう教員採用試験に合格しなければ、教員には採用されません。近年の公立学校の教員採用人数によっては大変厳しいものとなっています。教育職員免許状を単に資格のひとつとしてとらえることは、教育の軽視であり、実習校に多大な迷惑をかける結果となります。教職課程履修にあたっては、教員になろうとする強い意志と努力が必要です。実際に教職につくことを希望する人のみが履修するようにしてください。

なお、教職課程の履修には登録が必要です。また、教職課程の履修を途中で断念する場合は必ず保育・教職支援センターに申し出てください。

3. 教職課程履修者に対する連絡

教職課程履修者への連絡はすべて掲示板でおこないますので、掲示板には十分注意してください。

4. 必要な費用

特別支援教育実習参加時に、実習校に対する実習委託費や保険料等が必要です。また、免許申請時には所定の申請料が必要です。詳細は、説明会・掲示板等でお知らせします。

5. 免許状の種類および教科

本学で取得可能な特別支援学校教諭の免許状は、「特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」です。

6. 特別支援教育実習

(1) 特別支援教育実習とは

特別支援教育実習は、本学の特別支援教育教職課程に定めるすべての履修条件を満たした人が、最終年次（4年次）でおこなう教育現場での実習です。特別支援学校教諭の免許状の基礎となる基礎免許状の実習とは別に、特別支援学校での実習が必要です。基礎免許状における教育実習と違って、特別な配慮を要する子どもたちへの教育であるということを念頭に置き、資格取得のみを目的とした中途半端な気持ちで参加することなく、特別支援教育にかかわる教師としての自覚を持って実習に取り組むよう心掛けてください。

・特別支援教育実習履修要件

特別支援学校教諭の免許状の基礎となる免許状を取得する課程で学び、3年次後期までに右表に記載された履修条件を満たすことを原則とします。

(2) 実習上の留意事項

- ① 実習前および実習期間中は常に体調管理に気を配り、遅刻、欠席することのないようにすること。
- ② 担当する教科・領域については、事前に十分な教材研究をおこない、自信をもって授業に臨むこと。
- ③ 生徒からの質問や相談については、誠実に対応すること。また、自分で解決できない問題を抱えた時は、ただちに指導教諭に相談すること。
- ④ 実習校の教育方針にしたがい、授業以外の校務についても積極的に参加すること。
- ⑤ 実習先ならびに指導教諭には多大な配慮をいただいていることに、常に感謝の念を持って真摯に実習に取り組むこと。

(3) 実習年次および期間について

特別支援教育実習は基礎免許状における教育実習とは別に、原則として4年次の後期に、特別支援学校において、2週間の実習をおこなうことになります。

(4) 実習校について

実習校の選定については、実習前年度の3年次からおこないます。実習期間・配属学部・配属学年・学級については、すべて実習校の指示にしたがいます。

(5) 実習説明会

3年次の4月に、実習の概要や依頼手続きについての説明会をおこないますので、必ず参加してください。

(6) その他

実習上の留意事項や実習受け入れの手続き等は基礎となる免許状と同様なので、そちらを参照してください。